

第 66 回京都大学 11 月祭全学実行委員会への提案

1. 議事（案）

(1) 学外者の介入の防止について

2. 学外者の介入防止について

(1) 定義（案）

- ① 「学外者」とは、京大生以外の個人、主体が京大生以外である団体及び法人を指す。
- ② 「学外者の介入」とは、学外者が自主的・主体的な 11 月祭の実施を妨げること、または不当な利益を得ることを指す。
- ③ 「学外者の援助」とは、京大生及び京大生を主体とする団体が、11 月祭での企画において学外者から金銭、物品、技術・知識、人員等の提供を受けることを指す。

(2) 規制（案）

- ① 学外者の介入を禁止する。
- ② 第 66 回京都大学 11 月祭で学外者の援助を受けることを希望する企画または団体はあらかじめ全学実行委員会に申し出なければならない。全学実行委員会は当該企画または団体の希望する内容が学外者の介入に当たらない場合はこれを認めるものとする。
- ③ 全学実行委員会が認めていない学外者の援助を受けることを禁止する。
- ④ 全学実行委員会は学外者の介入を招いた企画または団体、及び故意または重過失により全学実行委員会への申し出を行わないで学外者の援助を受けた企画または団体に対し、今年度または次年度以降の参加禁止、保証金の没収、嚴重注意等、相応の措置を取る。
- ⑤ 全学実行委員会は学外者の介入の判断要素を示したガイドラインを作成し、公開する。また、過去の判断事例については、当時の規制内容とともに提示できるよう体制を整えるものとする。
- ⑥ 全学実行委員会は 11 月祭事務局にこれらの事務を委託する。ただし、当該団体の追放等、11 月祭へ一切の参加を認めないとする措置はこの限りでない。

(3) ガイドライン（案）

① 学外者の不当介入に当たる典型例

- 学外者の主導で企画が出版されること

例：京大生 1 名を名義上責任者として登録し、実質的な責任者は学外者である場合、企画出版は認められない。

- 学外者の宣伝を目的として企画が出展されること
例：京大生の主導であったとしても、企画内容が学外者の販促活動のみである場合、企画出展は認められない。
- 学外者による広告が過度に露出すること
例：学外者ののぼりや看板・ポスターが大々的に露出する場合、企画出展は認められない。

② 学外者の不当介入の考慮要素

- 協賛行為の主体が「企画出展者」であるか、「学外者」であるか。
 - 企画実施の経緯。特に発案者が京大生であるのか学外者であるのか。
 - 企画出展者でなく学外者によって企画が出展されているのかどうか。
 - 企画の準備及び当日の実行に関与する京大生の数と京大生以外の数の割合。
- 協賛行為によって自他の企画の自主的・主体的な活動が妨げられるかどうか。
 - 協賛行為の見返りに要求されているものの程度や、学外者の過度な露出が行われるのかどうか。
 - 企画内容に対する関与の度合い。特に学外者の具体的な指示があるかどうかや、暗黙の了解で学外者の意向を反映しているかどうか。
- 協賛行為の目的が明確であり、企画実施に必要なものであるかどうか。
 - 企画における資金関係。特に、営利企業や行政機関等から資金や企画に関係する素材等を受け取っている場合には、その資金や素材等がなければおよそ不可能な企画であるかどうか。